環境管理計画後期推進計画(案)に対するパブリックコメントの結果について

1 意見募集の概要

(1) 募集期間 平成25年10月22日(火) から11月21日(木) まで

(2) 設置場所 環境課(環境政策担当)、本庁舎情報公開コーナー、大麻出張所、水道庁舎、情報図書館、市民会館、

中央公民館・コミュニティセンター、野幌公民館、大麻公民館、野幌鉄南地区センター、豊幌地区センター、

元町地区センター、大麻東地区センター、大麻西地区センター、文京台地区センター 計15箇所

(3) 意見提出 1名、1団体(合計2)

(4) 意見件数 11件

2 意見に対する考え方の区分

区分	意見の反映状況
A	意見を受けて計画案に反映するもの
В	計画案に反映しないが、今後の進め方等の参考とするもの
С	計画案と意見の趣旨が同様と考えられるもの
D	これまでも取り組んできているもの
Е	計画案に反映しなかったもの

3 意見の内容と市の考え方

※いただいたご意見は、可能な限り原文のとおり掲載しております。

N	Jo.	意見の内容	区分	意見に対する市の考え方
-	1	具体的な課題:住宅密集地における薪(廃材)ストーブの使用	С	計画案と意見の趣旨が同様と考えられるもの
		背景:家屋工事から発生する廃材の一部には防腐剤処理がなされているものがある。過去	家屋	の解体等により排出される防腐処理された材木につきまして
		に防腐剤にはクロム、銅、ヒ素が使われている。これらを含んだ廃材を適切に処理するた	は、「建	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイク
		めにその含有の有無を判定する方法が開発されている。解体工事現場を見ることがあるが、	ル法)」	等に基づき適正に分別し、処理しております。
		ほとんどの場合現場での分別がなされて搬出されている。その行方は適切な処理が行われ	いた	だいたご意見については、N-1-(2)-「②適正なごみ処理の
		ていると信じたい。	推進」	こおける市及び事業者の役割の中で同様に考えており、今後も

問題はこの解体現場から別ルートで流出する廃材です。永年にわたって薪ストーブを使し法令等に基づき、取り組みを進めてまいります。 用する人の中には、解体に携わる業者(個人?)とのつながりを持ち、恒常的に廃材を入 手している事例があります。これらの廃材は当然のことながら防腐剤の有無を判定してい るとの保障はありません。素性のわからない廃材を永年にわたって燃料とする薪ストーブ の存在は生活環境を破壊している要因の一つです。

CO。削減策としてバイオ燃料の利用は選択肢の一つではありますが、正しいバイオ燃料 とは何かを環境管理の中に取り込み、事あるごとに市民への啓発を願いたい。

住宅環境破壊の具体的な事例

- 1. 不完全な煙突のため、排煙が近隣住宅地内を彷徨する。異臭が漂う。 喘息を持病である人や風邪に罹患している場合、排煙の刺激は耐えがたい。転居を余儀な くされた人もいる。たばこの受動喫煙を超えるものである。
- 2. 近隣住宅の屋根に煤塵が積もり、鉄板屋根および金属製住宅設備の寿命を縮めている。 煤塵が集積している場合は、環境汚染物質も集積しているのではないかと不安である。 犬の糞害も迷惑であるが、少なくとも分解される有機物であり、有害物質よりましである。 3. 夏場、廃材を切断する電動ノコギリからの騒音に悩まされ続ける。
- 廃材を利用する人は、日常的に電動ノコギリを使用する。住宅地区に製材工場が存在する 感である。窓も開けられない。
- 4. 廃材を野外に集積している場合があり、防火・防犯の点からも恐怖を感じる。

上記のように住宅密集地の薪(廃材燃料)ストーブは快適な住宅環境に逆行することも ご理解願いたい。些細なことかもしれないが永年継続する事象であり、不適切な環境条件 が細く長く継続するものです。

この課題は、環境、保健衛生、消防法等多岐にわたるものであり、一朝にして解決は困難 であろうと理解しています。野焼きをすれば法律違反、しかしストーブで燃焼させれば法 の外の扱いです。

市の各行政部門におかれましては、該当する部分で今後一層の快適な環境を享受できる ような環境管理計画策定を願って止みません。

2	32ページ(2)循環型社会の実現	С	計画案と意見の趣旨が同様と考えられるもの			
	①ごみ減量化の推進 市の役割として		IV-1-(2) - 「①ごみ減量化の推進」において、市の役割として、			
			3 Rの取り組みの中で、2 Rに係る取り組みについても盛り込んでお			
	さらなるごみ減量の実現に向けては、これまでの3Rではなく2Rに向けた取り組みを					
	これまで以上にすすめていくことが大変重要です。リサイクルのための分別収集・選別保					
	管にかかる費用(税金)は多額であり、リサイクルの社会的コストを低減するためには、	は、他市町村の状況等も含め、調査・研究を行ってまいります。				
	容器包装の拡大生産者責任を強化することが求められます。具体的な取り組みとして、学					
	校給食のビン化が促進されるための調査・研究やイベントでのマイカップ使用など、啓発	性等の記	果題もあり、現状では難しいと考えております。			
	活動を市として推進していくことを盛り込んでください。					
3	42ページ(1)良好な生活環境の確保	С	計画案と意見の趣旨が同様と考えられるもの			
	②水質の保全		洗浄剤等に含まれる化学物質については、IV-3-(1)-「⑤化学物			
	・市の役割として	質、その	D他の環境汚染等の防止」において、取り組みを掲げていると			
	市民の役割として、「洗濯などの洗剤を過剰に使用しないようにします。」と記されてい	ころです	ころです。			
	ますが、多くの洗浄剤には、PRTR制度で水生生物、環境に影響があるとされている化	市とい	いたしましては、今後とも、PRTR 制度の趣旨に基づき、情報			
	学物質が多く含まれていることから、自らその排出者にならないよう、具体的な情報を提	の提供や	や使用量の低減に取り組んでまいります。			
	供することが必要です。また、公共施設(指定管理者施設においても)での洗浄剤使用に					
	も環境や人体に影響の極力少ないものを積極的に使用していくべきです。					
4 -1	46ページ(1)良好な生活環境の確保	С	計画案と意見の趣旨が同様と考えられるもの			
	⑤化学物質、その他の環境汚染等の防止		IV-3-(1)-「⑤化学物質、その他の環境汚染等の防止」において、			
	・市の役割として	市の役割	割を掲げており、今後も適正な情報提供に努めてまいります。			
	身近な化学物質について、わかりやすく市民へ情報提供していくことが重要です。定期					
	的に適切な情報提供に取り組んでください。					
4 -2	公共施設建築物の新築・改修の際にはシックハウス対策マニュアルが必要と考えること	В	計画案に反映しないが、今後の進め方等の参考とするもの			
	から、策定に向け取り組んでください。		公共施設のうち、学校においては、教育委員会で、平成25年7月			
			にシックスクール対策マニュアルを策定したところです。			
			それ以外の公共施設の新築・改修の際のマニュアルの策定について			
		は、他に	市町村の状況等も含め、調査・研究を行ってまいります。			

4-3	また、農薬や化学肥料使用を減らしていくことは、学校給食での地場産取り組み率が高	B 計画案に反映しないが、今後の進め方等の参考とするもの			
	いことからも大変重要です。関係団体及び農業担当課と連携し、具体的な数値目標をもち	農薬や化学肥料の使用削減については、気候、農業者、品目等にも			
	推進していくことが必要です。	よることから、具体的な数値目標の設定は難しいものと考えます。			
		農業者自らが減農薬等に取り組みエコファーマーの認定を受ける			
		等の活動をしているところでありますので、引き続き、環境にやさし			
		いクリーン農業に取り組んでまいります。			
4 - 4	電磁波による健康影響等についてWHOにおいて報告されていることから、携帯電話基	D これまでも取り組んできているもの			
	地局や小規模な電波塔設置においては、自治会回覧等により適切な範囲に市民へ情報が提	携帯電話基地局の設置については、国が電波の安全性を含め審査を			
	供されるよう取り組んでください。	 行っているほか、事業者に対し、計画の概要や安全性などについて地			
		域住民への周知を徹底するよう指導しております。			
		市では、事業者に対し、自治会を含めたより広い範囲での事前の住			
		民周知を要請しており、今後も継続してまいります。			
5	46ページ(1)良好な生活環境の確保	A 意見を受けて計画案に反映するもの			
	⑤化学物質、その他の環境汚染等の防止	ご意見をいただきました部分について、「生活の中で使用する洗剤			
	・市民の役割として	や殺虫剤、除草剤など、化学物質を含む製品の使用量をできるだけ減			
	最後の「生活の中で使用する化学物質の量を減らしたり、再利用に努めます。」という表	らすよう努めます。」と表記を改めます。			
	現について、意味が理解できません。				
6 -1	50ページ(2)参加と協働による環境保全	C 計画案と意見の趣旨が同様と考えられるもの			
	①環境教育・環境学習の充実	I - 「3 計画の位置付け」に記載のとおり、本計画案は、「環境教			
	②環境教育・環境学習の基盤強化	育等による環境保全の取組の促進に関する法律(環境教育等促進法)」			
	・市の役割として	第8条に基づく江別市の行動計画を包括するものであり、行動計画を			
	持続可能な社会支える人材の育成に向け重要であることから、環境教育と協働の取り組	兼ねております。			
	み推進していくための具体的な取り組みとして、行動計画の作成が求められます。				
6 -2	さらに、地域の関係者等で構成する地域協議会を設置すべきです。	B 計画案に反映しないが、今後の進め方等の参考とするもの			
		多様な主体と連携を図りながら環境教育や環境学習を充実させて			
		いく中で、必要に応じて検討されるべきものと考えております。			

6 -3	学校等における環境教育は、環境問題の解決に向けた具体的な行動につながっていくこ	С	計画案と意見
	とが期待されることから、発達段階に応じて具体的に示し、体系的に環境教育をすすめて	学校等	岸における環境
	ください。	示されて	こおります。

C 計画案と意見の趣旨が同様と考えられるもの

学校等における環境教育は、国が定める学習指導要領等においても 示されております。

市においても、教育委員会と連携しながら、環境教育・環境学習の 体系整備を進めていく中で、今後も発達段階に応じたメニューを提供 できるよう、努めてまいります。